

マイナンバーカードをめぐる動向について

平成30年12月14日
総務省自治行政局住民制度課



マイナちゃん



マイキーくん

マイナンバー制度の意義について

マイナンバー制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報が同一人の情報であることを確認するための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤（インフラ）である。

I 納税者番号 (納税改革)

- ・ 税務当局が取得する所得や納税の情報をマイナンバーで名寄せし、所得把握の精度を向上。

II 社会保障番号 (給付改革)

- ・ マイナンバーを活用し、年金・福祉・医療等の社会保障給付について、真に支援を必要としている者に対し迅速かつ適切に提供。

公平公正な
負担と給付

III 情報連携 (バックオフィス改革)

(平成29年7月～
試行運用開始
／11月～
本格運用開始)

- ・ 国の行政機関や地方公共団体がそれぞれで管理している様々な同一人の情報をオンラインで紐付けし、相互に活用。
- ・ 行政手続を行う際の添付書類の削減(ペーパーレス)、複数行政機関にわたる手続きのワンストップ化を実現。

(例)

- 介護保険の保険料の減免申請で住民票の写し、課税証明書等の添付を省略
- 里親の認定の申請で住民票の写し、課税証明書の添付を省略

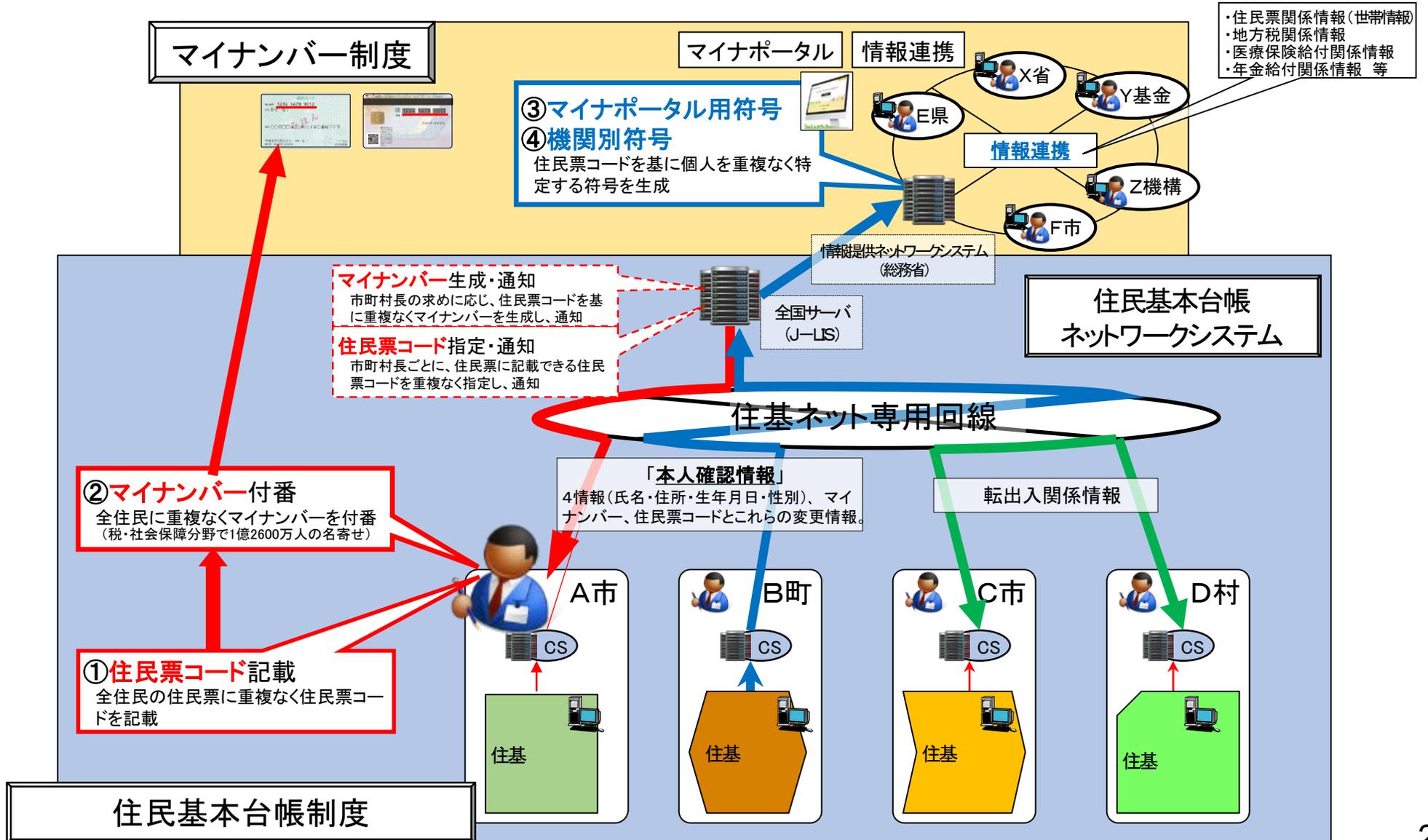
より効率的な
住民サービス

IV マイナポータル

政府が運営するオンラインサービス。国民一人一人に用意されたポータルサイトで、行政機関への各種申請や行政機関からのお知らせ(プッシュ型)サービスが可能。(平成29年7月～試行運用開始／11月～本格運用開始)

マイナンバー制度を支える住民基本台帳ネットワークシステム

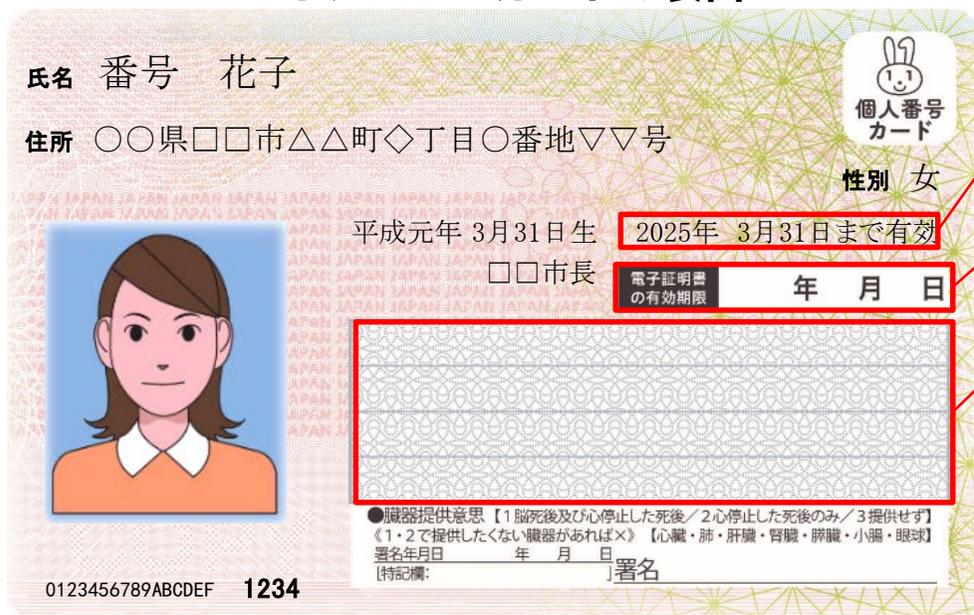
○ 住民基本台帳ネットワークシステムは、マイナンバー制度の骨格をなす重要なシステム。全住民に重複なく指定される住民票コードは、マイナンバーや情報連携に用いる機関別符号の生成の基礎となっている。



マイナンバーカードについて①

- マイナンバーカードはマイナンバーが記載された顔写真付のカード
- マイナンバーカードは、プラスチック製のICチップ付きカードで券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーと本人の顔写真等が表示される。
- 本人の申請に基づき、市区町村長が厳格な本人確認を行った上で交付。
(カードの申請受付、作成業務等は、地方公共団体情報システム機構 (J-LIS) に委任して実施)

マイナンバーカードの表面



- カードの有効期間が満了する日
発行の日から10回目の誕生日、
ただし、20歳未満は、発行の日から5回目の誕生日
- 電子証明書の有効期間が満了する日
発行の日から5回目の誕生日
- 追記欄
住所や氏名等の記載事項に変更があった場合に、
新しい情報が追記される

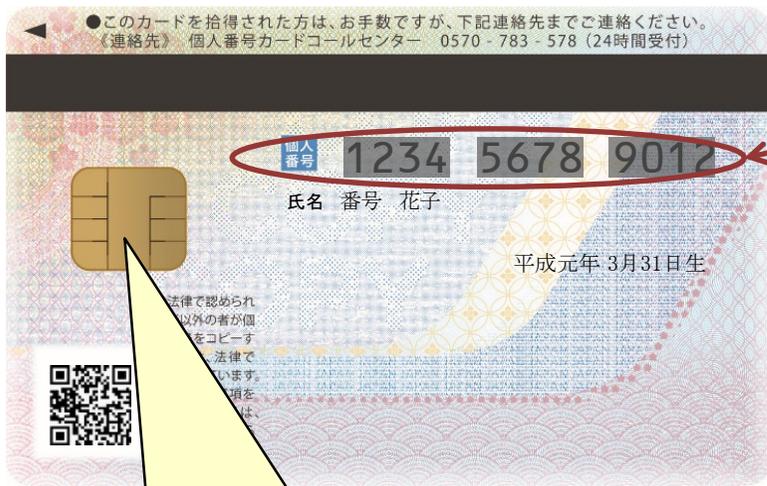
失効

- ・海外に転出したとき
- ・引っ越しの際、転出予定日から30日、転入した日から14日を経過しても転入届を行わなかったとき
- ・引っ越しの際、転入先の市区町村でカードの提出を行うことなく90日を経過したとき、又はその転入先市区町村から転出したとき
- ・死亡したとき

- おもて面には、住所・氏名・生年月日・性別が記載され、写真が表示され、身分証明書として利用できる。

マイナンバーカードについて②

マイナンバーカードの裏面



①マイナンバー

- ・社会保障、税又は災害対策分野における法定事務又は地方公共団体が条例で定める事務においてのみ利用可能
- ・マイナンバーを利用できる主体は、行政機関や雇用主など法令に規定された主体に限定されており、そうでない主体がカードの裏面をコピーする等により、マイナンバーを収集、保管することは不可

法令で利用できる主体が限定

②電子証明書 (署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書)

- ・行政機関等 (e-Tax、マイナポータル、コンビニ交付等)
- のほか、総務大臣が認める民間事業者も活用可能

署名用電子証明書のイメージ

氏名	露 太郎
生年月日	〇年〇月〇日
性別	男
住所	東京都千代田区露ヶ関2-1-2
発行番号	S1111
発行年月日	〇年〇月〇日
有効期間	〇年〇月〇日
発行者	機構

署名用公開鍵

利用者証明用電子証明書のイメージ

発行番号	R2222
発行年月日	〇年〇月〇日
有効期間	〇年〇月〇日
発行者	機構

利用者証明用公開鍵

民間も活用が幅広く

③空き領域

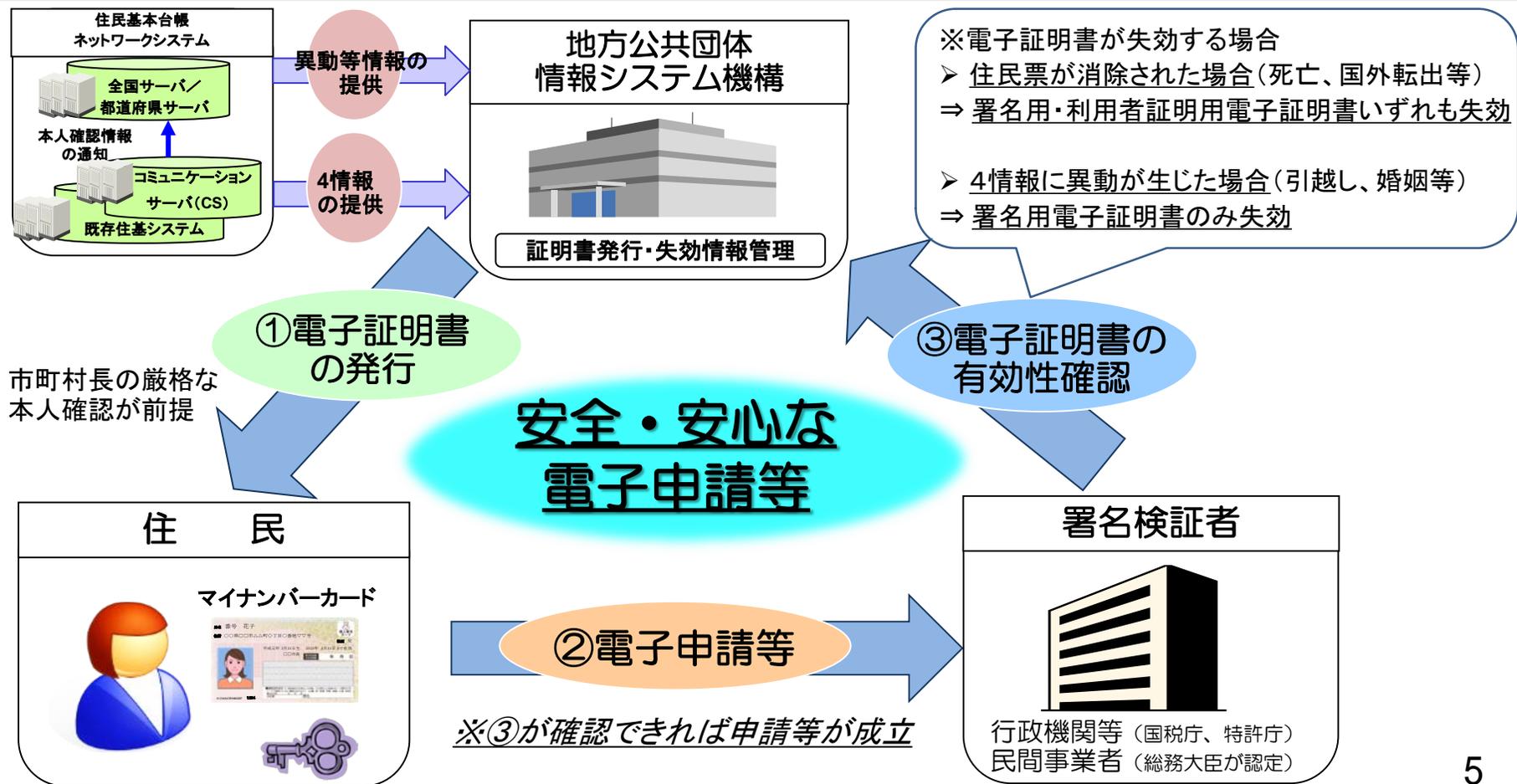
- ・市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は総務大臣の定めるところにより利用可能
例：印鑑登録証、国家公務員身分証
- ・新たに民間事業者も総務大臣の定めるところにより利用可能に

公的個人認証制度の概要①（全体像と特徴）

ポイント

※公的個人認証とは、「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」(平成14年法律第153号)による認証サービス

- 公的個人認証サービスは、電子証明書を用いて、成りすまし、改ざん、送信否認の防止を担保し、インターネット上での本人確認や電子申請等を可能とする公的なサービス。
- 電子証明書は、市町村が管理する「住民票」に基づき、市町村での対面による厳格な本人確認を経て発行。
- マイナンバー制度導入時に、マイナンバーカードに電子証明書を標準搭載し、公的機関に限られていた利用を民間にも開放。



公的個人認証制度の概要②（電子証明書について）



公開鍵暗号方式

公的個人認証サービスが採用する暗号方式。秘密鍵と公開鍵はペアとなっており、片方の鍵で暗号化されたものは、もう一方の鍵でしか復号できない性質をもつ。

署名用電子証明書

(性質)
インターネットで電子文書を送信する際などに、署名用電子証明書を用いて、文書が改ざんされていないかどうか等を確認することができる仕組み

(利用局面)
e-Taxの確定申告等、文書を伴う電子申請等に利用される。

(利用されるデータの概要)



※電子署名法(平成12年法律第102号)の「電子署名」に該当し、同法第3条による「真正な成立の推定」の対象になり得る。

利用者証明用電子証明書

(性質)
インターネットを閲覧する際などに、利用者証明用電子証明書(基本4情報の記載なし)を用いて、利用者本人であることのみを証明する仕組み

(利用局面)
マイナポータルログイン等、本人であることの認証手段として利用される。

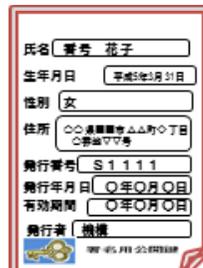
(利用されるデータの概要)



署名用秘密鍵

- ※ カードの中の格納された領域から外に出ることがない
- ※ 秘密鍵を無理に読みだそうとすると、ICチップが壊れる仕組み

電子証明書のイメージ



※基本4情報を記録



利用者証明用秘密鍵

- ※ カードの中の格納された領域から外に出ることがない
- ※ 秘密鍵を無理に読みだそうとすると、ICチップが壊れる仕組み

電子証明書のイメージ



※基本4情報の記録なし

マイナンバーカードを活用したサービスの展開状況

マイナンバーカードのICチップは、民間事業者にも開放され、様々な用途に利用可能
⇒ 現在、官民の各種サービスにおいて、引き続き利用シーンが拡大中

【公的サービスの例】

マイナポータル



- マイナポータルログイン時の本人確認でカード利用(利用者証明)
- ⇒ 行政機関への各種申請や行政機関からのお知らせ(プッシュ型)サービスが可能(例:子育て支援ワンストップサービス)
- ⇒ 自己情報に関する情報連携等の記録を確認可能

※2017年11月、本格運用開始

税申告 (e-Tax)



- e-Taxの利用登録時及び申告書データ作成時にカード利用(電子署名)
- ⇒ 税務署に出向かず、自宅等のパソコンから申告書を送信可能
- ⇒ 添付書類の省略や自動計算機能等の利用が可能。早期の還付金受領等のメリット

コンビニ交付サービス



- コンビニエンスストア等に設置された証明書発行用の端末操作時にカード利用(利用者証明)
- ⇒ 役所に出向かず、夜間・休日にも住民票の写し等の証明書を取得可能
- ※大手コンビニ3社含む全国約54,000店舗で利用可能
- ※2018年12月3日時点導入団体:555団体、サービス対象人口約9,007万人

【民間サービスの例】

新規証券口座開設

- 窓口に出向かず、オンラインで口座開設が可能!

住宅ローン契約

- 銀行に出向かず、オンラインでローン契約締結が可能!

不動産取引

- 不動産取引時の本人確認記録を自動生成(記入不要)!

携帯電話購入

- 携帯電話購入申込書を自動作成(記入不要)!

【職員証、社員証としての利用】

(総務省職員証の事例)



「コンビニ交付サービス」の普及拡大について

○全国のコンビニエンスストア（約54,000）で住民票の写し等が取得可能なコンビニ交付サービスについて、マイナンバーカードの導入に伴い、更なる導入団体の普及拡大を図る。（※）

コンビニ交付サービス対象人口

	団体	対象人口
平成30年12月3日時点	555	9,007万人
平成30年度末見込み	602	9,467万人

（※）コンビニ交付サービスの導入促進に関する総務大臣通知（平成28年9月16日）（抄）

「全国各地のコンビニで各種証明書が取得可能となるコンビニ交付サービスのメリットを、多くの国民に実感していただくためには、全国の市区町村における導入を目指すことが必要と考えておりますので、未導入団体におかれましては、導入に向けた早期かつ積極的な検討をお願いします。」

年度別コンビニ交付通数

種別	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
住民票	360,944	432,348	748,120	1,273,478
住記載	1,260	2,213	6,310	14,418
印鑑	326,237	393,904	664,150	1,086,274
税	31,075	46,253	87,051	175,997
戸籍	20,518	24,643	47,196	112,210
附票	2,103	2,951	5,714	11,872
合計	742,137	902,312	1,558,541	2,674,249



取得できる証明書

- ・住民票の写し
- ・印鑑登録証明書
- ・住民票記載事項証明書※
- ・各種税証明書※
- ・戸籍証明書※
- ・戸籍の附票の写し※

※対応しない市町村もあり。

導入のメリット

- ・住民の利便性向上
- ・窓口業務の負担軽減
- ・証明書交付事務コストの低減

いつでも → 早朝から夜（6:30～23:00）まで土日祝日も対応

どこでも → 全国の約54,000店舗で交付を受けられる

市区町村の参加状況

コンビニ交付サービス対象人口

	団体	対象人口
平成30年 12月3日時点	555	9,007 万人



民間事業者における公的個人認証サービスの活用（プラットフォーム事業者とみなし署名検証者）

【平成30年4月1日現在】 ※大臣認定を受けている事業者は12社（表中網掛け）

事業者名	JPKIの活用事例	事業者名	JPKIの活用事例
1. 日本デジタル配信(株)	CATVを用いた年金支給に係る現況確認 (実証事業)	6. サイバートラスト(株)	プラットフォーム
2. ICTまちづくり共通 プラットフォーム推進機構	パソコン等での母子健康情報の閲覧	(株)シーイーシー	子育てワンストップ支援
3. NTTコミュニケーションズ(株)	MVNOサービスの契約	大日本印刷(株)	オンラインバンクの口座開設(ジャパンネット銀行と連携)
4. (株)NTTデータ	プラットフォーム	(株)ジャパンネット銀行	オンラインバンクの口座開設(大日本印刷と連携)
エスクロー・エージェント・ジャパン	住宅ローンのオンライン契約	(株)TRUSTDOCK	オンラインでの本人確認サービスの提供
日本郵便(株)	電子レターの受取り(MyPost)	7. (株)システムコンサルタント	オンラインでの電子契約サービス
(株)DMM.Com証券	オンラインでの証券口座開設	8. (株)野村総合研究所	プラットフォーム
カブドットコム証券(株)	オンラインでの証券口座開設	野村証券(株)	オンラインでの証券口座開設
マネックス証券(株)	オンラインでの証券口座開設	9. 凸版印刷(株)	プラットフォーム
5. GMOグローバルサイン	プラットフォーム	(株)三菱UFJ銀行	住宅ローンのオンライン契約
GMOクリック証券(株)	オンラインでの証券口座開設	10.(株)サイバーリンクス	流通業における電子契約
(株)ゲットスターグループ	携帯電話のレンタル契約	11.NEC(株)	生命保険における契約者の現況確認
共同印刷(株)	来場管理、不正転売防止	12.日本医師会	HPKIカードの発行

※ その他、各種実証事業も展開中

PIN入力を要しない電子証明書の利用方法の検討

「Society5.0を見据えた個人認証
基盤のあり方懇談会」報告書抜粋

- 電子証明書のPIN入力を行わない場合も、顔情報との組み合わせで新たな認証手段が可能
→ 例えば、PIN入力を行わずとも、①顔写真のない健康保険証より精度の高い本人認証、②オンラインでの円滑・確実な医療保険資格の確認、の双方が実現できる可能性があるのではないか

【健康保険証】

本人(被保険者)	2020年〇月〇日交付
△△△△保険組合	
被保険者証	記号 1234 番号 1234567
氏名	番号 花子
生年月日	平成元年3月31日生 性別 女
資格取得年月日	平成25年4月1日
発行機関所在地	東京都千代田区〇〇〇
保険者番号	88888888
名称	△△△△保険組合

印

<現行>

①券面所有
(=「所持情報」)

認証精度向上

オンライン資格確認
(利便性向上)

【マイナンバーカード(PIN入力を行わない場合)(案)】

氏名	番号	花子
住所	〇〇県〇〇市△△町◇丁目〇番地▽▽号	
性別	女	
生年月日	平成元年 3月31日生	2025年 3月31日まで有効
職業	〇〇市長	
電子証明書の有効期限	年 月 日	

0123456789ABCDEF 1234

●提供同意書【1 脳死後及び心停止した死後 / 2 心停止した死後のみ / 3 提供せず】
(1・2で提供したくない臓器があれば×) 【心臓・肺・肝臓・脾臓・腎臓・小腸・膵臓】
署名年月日 年 月 日 署名
特記事項:

<認証情報の組合せ、置換(案)>

①顔情報
(=「身体・行動情報」)

②電子証明書所有
(=「所持情報」)
※PIN入力は行わない

＜「グローバル化社会」「インターネット社会」への対応＞

- 海外に永住・長期滞在する日本国民の増加。(H28年約134万人)
- インターネットの人口普及率は83.5%、インターネットを活用した取引も近年急増。
- 在外投票におけるインターネット投票を求める声もある。

国内のマイナンバー・公的個人認証(電子証明書)制度は住民票を基礎とした制度。住民票は海外転出時に消除されることから、海外転出者に係る新たな個人認証の基盤を検討することが求められている。



- 海外転出後も消除されない戸籍の附票の活用(A案)、あるいは海外転出後の異動情報を住民票の除票に付記することを可能とすること(B案)により、新たな個人認証の基盤とすることができるのではないか。
- これにより、マイナンバー、マイナンバーカード、電子証明書(※)の海外継続利用が可能となるのではないか。

(※) 署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書

＜「ライフスタイルや家族形態の変化」への対応＞

- 所有者不明土地問題では、政府、与党、民間の検討会議において、住民票等の除票の保存期間の延長を求める意見・指摘がある。

現在の住民基本台帳制度について、個人の一生を確実に公証し、確認できる基礎台帳(公証・確認基盤)としての位置付けに改めることが求められている。



- 「除票簿」という概念を設け、住民票等の除票の保存期間を延長することが必要ではないか。その場合、保存期間は150年とすることが適当ではないか。
- 保存期間の長期化に伴う個人情報保護の観点から、不正取得等の防止のため、罰則の見直し等も検討することが必要ではないか。

- ①住民票等の除票の保存期間の延長(5年間→150年間)
- ②利用者証明用電子証明書のスマートフォンへの搭載
- ③一定の場合にマイナンバーカードの利用者証明用電子証明書のPIN(暗証番号)入力を不要に(健康保険証としての活用関連)

⇒ 住民基本台帳法や公的個人認証法等の改正等を中心とした所要の法制的検討を進めるとともに、システム設計等の具体的な制度設計に着手し、制度の早期導入を図るべき。

マイナンバーカード・電子証明書の海外継続利用について

⇒ 法務省などの関係省庁と合意が得られることを前提に、法制的な検討を進めるとともに、具体的な制度設計に着手すべき。